

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した
対応及び児童生徒等の心のケアについて（通知）

現在、新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染者の増加とオミクロン株への警戒が高まっています。このような状況において、感染への不安や恐れから、児童生徒等が不確かな情報や事実と異なる情報などによって偏見や差別、誹謗中傷等の被害者や加害者になることが懸念されます。

つきましては、これまでも、児童生徒等への指導や支援をお願いしてきたところではありますが、休業日開けの授業再開にあたり、改めて次の点について御対応くださるようお願いいたします。

なお、別紙「新型コロナウイルスに関する人権に配慮した行動と心のケアについて」により、児童生徒等へ御周知くださるよう併せてお願いいたします。

- 1 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為は、断じて許されないものである。児童生徒等に対して、不確かな情報や事実と異なる情報に惑わされることなく正しい情報に基づき行動するよう、発達段階に応じた指導を行うこと。
- 2 ワクチン接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づくこと、体調や持病等の状況や本人の健康状態など様々な理由で接種できない人もいることから、「接種の有無を問いただす」「接種を強く促す」「接種していない人に対して差別やいじめをする」ような行為が決して行われないう、児童生徒等への適切な指導を行うとともに、保護者等に対しても正確な情報の提供に努め、理解を求めること。
- 3 児童生徒等の心身の状況の把握に努め、児童生徒等がストレスや不安、悩みを抱えることがないよう支援するとともに、教育相談窓口の周知を徹底すること。
- 4 児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援等、適切に対応すること。
- 5 いじめや偏見、差別等が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。